

◎新潟県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年1月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
行動援護	株式会社エヌ介護サービス新発田センター	新発田市大手町1-14-16	株式会社 エヌ介護サービス	平成29年12月31日
短期入所	ふれあいセンターかなや	上越市大潟区潟町755番地2	社会福祉法人 上越福祉会	平成29年12月31日